○練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則

平成30年3月15日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(平成30年 3月練馬区条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定 めものとする。

(定義)

- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 (説明会の開催通知等)
- 第3条 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第3条第 1項に規定する住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者(以下「届出者」 という。)は、条例第7条第1項の規定により説明会を開催するときは、当該 説明会の開催の日の7日前までに、近隣住民に対し、つぎに掲げる事項を記載 した書面により通知しなければならない。
 - (1) 商号、名称または氏名
 - (2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地
 - (3) 連絡先
- 2 届出者は、条例第7条第1項の規定により説明会を開催したときは、当該説明会に参加していない近隣住民に対し、説明会で使用した資料を配付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、条例第7条第2項の規定により説明会を開催する場合について準用する。この場合において、第1項中「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)」とあるのは「住宅宿泊事業者」と、同項第2号中「住宅宿泊事業を営もうとする住宅」とあるのは「届出住宅」と、前項中「届出者」とあるのは「住宅宿泊事業者」と読み替えるものとする。

(説明事項)

- 第4条 条例第7条第1項第8号の区長が必要と認める事項は、つぎに掲げる事項とする。
 - (1) 事故が発生したときその他の緊急時における対応方法
 - (2) 住宅宿泊事業により排出される廃棄物の処理方法
 - (3) 法第9条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)および条例第 14条(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定により、宿泊者に 説明する内容および方法

(近隣住民への変更の説明等)

- 第5条 条例第7条第2項の規定により近隣住民に対して行う説明または通知は、 つぎの各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければ ならない。
 - (1) 条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更があった場合変更があった日から30日以内に通知すること。
 - (2) 条例第7条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更する場合 変更しようとする日の15日前までに説明すること。

(届出書の添付書類)

- 第6条 条例第8条第2項第1号に規定する書類は、つぎに掲げるものとする。
 - (1) 近隣住民説明報告書(第1号様式)
 - (2) 近隣住民の範囲が示された地図
 - (3) 近隣住民の名簿
 - (4) 説明等に使用した資料
- 2 条例第8条第2項第2号に規定する書類は、つぎの各号に掲げる廃棄物の処理方法に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者ならびに同法第14条第12項に規定する 産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者に処理を委託する場合 廃棄物の処理に係る誓約書(第2号様式)および当該業者との契約書の写し
 - (2) 区長が収集し、運搬する事業系廃棄物として排出する場合 廃棄物の処理

に係る誓約書

3 条例第8条第2項第3号に規定する区長が必要と認める書類は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅における宿泊者の安全の確保を図るために必要な防火等の措置についての関係行政機関との事前相談記録とする。

(変更の届出)

- 第7条 条例第8条第3項の規定による届出は、変更の事実があったときから30 日以内に、住宅宿泊事業届出事項変更届(第3号様式)に、つぎに掲げる書類 を添付して行わなければならない。
 - (1) 条例第7条第1項第5号に掲げる事項を変更したときは、同条第2項の規定により近隣住民に説明した事項および説明の実施状況を記載した書類
 - (2) 第4条第2号に掲げる事項を変更したときは、変更後の廃棄物の処理が適正に行われることを証する書類

(届出住宅の台帳)

- 第8条 条例第10条の台帳(以下「台帳」という。) に記載する事項は、つぎに 掲げる事項とする。
 - (1) 商号、名称または氏名
 - (2) 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - (3) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号または名称およびその代表者の氏名)
 - (4) 届出住宅の所在地
 - (5) 届出番号
 - (6) 住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、その住宅宿泊管理業者の商号、名称または氏名
 - (7) 条例第6条第1項の規定による住宅宿泊事業の実施の制限の有無
 - (8) 条例第7条第1項の規定による説明が完了した日
- 2 区長は、法第3条第4項の規定による届出があった場合で、当該届出に係る 事項が前項各号に掲げる事項のいずれかに該当するものであるときは、当該事 項を台帳に記載するものとする。

付 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

付 則(平成30年10月規則第75号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行 規則第8条第1項第7号の規定は、この規則の施行前に届出があったものに ついても適用する。

(表面)

					年	月	日
	近隣	住 民 診	色 明 報	告 書			
	<u>儿</u>	: 庄 氏 前		口育			
練馬区長 殿							
			住所				
		届出者					
			氏名				
			年 月	日生	電話 ()	
			法人	こあってに	は、その名称、 代表者の氏名	事務所	
			•			-	<i>t</i> .
練馬区住宅宿泊事業の					は練馬区住宅宿	泊事業の:	適正な
運営に関する条例施行規法 定代理 人	住所	万の規止により	報 日 し よ 9 。				
法人にあっては、							
その名称、事務所所在地	叮. 夕						
および代表者の氏名	氏名		TF		П		
住宅の所在地	練馬区	丁目	番	-	号		
	構造	RC造	鉄骨	木造	その他()
住宅の規模		宿泊	室の面積		定	員	
压 七 · 0 · 烷 · 侯	階			m^2			名
ナントースドー井 一生	階			m ²			名
および構造	階			m ²			名
	合 計			m^2			名
 住宅宿泊管理業者の							
名称または氏名							
苦情および問合せを							
受けるための連絡先							
24 / 21 - 1 12 11 / 2							
緊急時の対応方法							
廃棄物の処理方法							
宿泊者への説明内容							
および説明方法							
近隣住民への			年	月	日		
説明が完了した日			_	71	Н		
	·						

添付書類

- 1 近隣住民の範囲が示された地図
- 2 近隣住民の名簿
- 3 説明会に使用した資料

ij	説明会の経緯								
開	催	年	月	田	開催場所	出席者	住民	出席者	説明者側
	•		•				人		人
	•		•				人		人
	•		•				人		人
備				考					

個	別訪問等を行っ	た近隣住民の	D名簿	
	住	所	経過(申出・訪問)	/#s-#z.
	氏	名	月 • 日	備考
No			//	
No			//	
No			//	
No				
NO				
No				
No			/,	
NT				
No				
No				

注

- 1 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。
- 2 表中の記載方法
 - (1) Noは、添付図書の近隣住民の範囲が示された地図に付した整理番号と同一にしてください。
 - (2) 経過月日の欄は、不在の場合も記入し、月日の右に「不在」と記載してください。

年 月 日

練馬区長 殿

住所 届出者 氏名

年 月 日生 電話 ()

法人にあっては、その名称、事務所 所在地および代表者の氏名

廃棄物の処理に係る誓約書

住宅宿泊事業を営むに当たって発生した廃棄物は、廃棄物の処理に係る法令に基づき、 下記のとおり適正に処理します。

記

- 1 処理方法(該当するものに○印をつけてください。)
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可業者(以下「業者」という。) へ処理を委託します。
 - (2) 区長が収集・運搬する事業系廃棄物として排出します。
 - ・集積所については、管轄の清掃事務所と協議します。また、既存の集積所を利用する場合は、当該集積所を利用している方々とあらかじめ協議の上利用します。
 - ・廃棄物を排出する際は、容量に応じた有料ごみ処理券を添付して排出します。また、1回の排出量が30キログラム以上となる場合は、業者へ処理を委託します。
 - ・粗大ごみを排出する際も、別途、業者と契約し適正に処分します。
- 2 保管場所および排出場所

保管場所を設置し、所定の場所に廃棄物を排出します。

なお、保管場所および排出場所は、別紙、略図(書式は任意)に図示したとおりです。

- 3 上記1の処理方法を変更した場合は、練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 第8条第3項の規定により区長に届け出ます。
- 4 この誓約書の記載内容を、練馬区環境部清掃リサイクル課および管轄の清掃事務所に情報提供することに同意します。

証する書類

					年	月	日
練	馬区長 殿						
		住所					
		届出者 氏名					
		年	月	日生 電	話 (,)
			法人员所在地	こあっては、 也および代表	その名称. 者の氏名	、事務原	折
	住宅宿	育泊事業届出事	項変更届	-			
	下記のとおり住宅宿泊事業の届出 営に関する条例(以下「条例」と						正な
		記					
1	届出住宅の所在地						
2	変更事項						
	変更後:						
	変更前:						
3	変更年月日	年	月	日			
4	変更理由						
(]	†書類) 届出住宅の規模および構造を変 民に説明した事項および説明の実)) 廃棄物の処理方法を変更した場	施状況を記載し	_た書類				